

廃炉発官R2第255号  
令和3年2月1日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」及び「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

3号機原子炉格納容器内取水設備設置に伴い、下記の通り変更を行う。

目次

・3号機原子炉格納容器内取水設備設置について新規記載

II 特定原子力施設の設計、設備

2.5 汚染水処理設備等

本文

・変更なし

添付資料－1

・3号機原子炉格納容器内取水設備設置に伴う滞留水移送装置の系統構成図の記載の追記

2.49 3号機原子炉格納容器内取水設備

本文

・3号機原子炉格納容器内取水設備の基本設計・基本仕様について新規記載  
添付資料－1

・3号機原子炉格納容器内取水設備の系統概要図について新規記載

添付資料－2

・3号機原子炉格納容器内取水設備の構造強度及び耐震性について新規記載  
添付資料－3

・3号機原子炉格納容器内取水設備に係る確認事項について新規記載

III 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第3章 体制及び評価

第5条

・3号機原子炉格納容器内取水設備設置に伴う変更

附則

・3号機原子炉格納容器内取水設備設置に伴う変更

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

第3章 体制及び評価

第5条

・3号機原子炉格納容器内取水設備設置に伴う変更

附則

・3号機原子炉格納容器内取水設備設置に伴う変更

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集

別冊集目次

- ・別冊 2 6 について新規記載

別冊 2 6 3号機原子炉格納容器内取水設備に係る補足説明

- I 3号機原子炉格納容器内取水設備の構造強度及び耐震性について
  - ・3号機原子炉格納容器内取水設備の構造強度及び耐震性について  
新規記載

以上